

平成30年第7回農業委員会総会議事録

開催年月日		平成30年7月24日（火）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前10時35分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長		仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	吉 澤 眞 吉		出席	1	齋 藤 美 佐 夫		出席
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と		出席
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫		出席
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫		出席
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子		出席
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝		欠席
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好		出席
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一		出席
	10	岩 上 賢		欠席				
	11	荒 井 肇		欠席				
	12	白 石 富 子		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		20名
	14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		3名
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		農政課主事	小林 祐太	
事務局		事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳		
		主査	齋藤 鏡子		主事	新井 政貴		
説明員		主幹	新井 政貴		主査	齋藤 鏡子		
		主事	千葉 駿介		農政課	小林 祐太		
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審 議 事 項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について
- (4) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について

協 議 報 告 事 項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成30年第7回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員12名、推進委員8名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第7回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に大山委員、吉澤委員を指名いたします。
<u>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第1 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第14号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 申請書類を確認したところ、譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積195a、農業従事者は2人、農業従事日数は300日、農機具については、トラクター2台、スピードスプレーヤー2台、草刈機2台、フォークリフト1台、選果機1台、トラック1台を所有しています。 以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を江口委員をお願いいたします。

江口委員	議案第１４号第１番の３条申請について、７月２０日に現地を確認したところ、現在、申請地は農地として利用されており、譲受人も農機具等を所有しており、所有する農地をすべて耕作しています。 ついては、今後も耕作されると判断いたしましたのでよろしくお願いします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
<u>議案第１５号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第２ 議案第１５号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第１５号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は５件でございます。 総会資料の３ページ目から４ページ目をご覧ください。
事務局	番号１につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、妻の実家にて家族で生活をしておりますが、子供が生まれたことで手狭となったことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
事務局	番号２につきましては、譲受人が、譲渡人から、贈与により所有権を移転し、保育園として転用するための申請です。 譲受人につきましては、白岡市福祉課から認可を受け、小規模保育事業を行うため、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

事務局	順番が前後しますが、番号２に関係する案件となりますので、番号５について説明させていただきます。 番号５につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、保育園排水管の敷設敷として転用するための申請です。 番号２で説明いたしました保育園で使用する排水管を敷設するため、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
事務局	番号３につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、駐車場敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内において製造業を営んでおりますが、業績が向上していることから、従業員の増員が必要であり、また、現在においても駐車場が不足しているため、今回、申請がなされたものです。 また、今回の計画は、合計２，１００㎡程度の地目：山林である隣地２筆との一体利用となっております。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
事務局	番号４につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の誕生に伴って、現在の住まいが手狭となるため、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１から５の現地確認の報告を各委員にお願いいたします。
議長	番号１につきましては、関山委員から報告をお願いいたします。
関山委員	番号１について７月２３日に現地を確認しました。転用の内容については事務局の説明のとおりです。 現地確認図２ページを御参照ください。場所としましては、すぐ南側に高岩保育園があり、西には老人福祉センター、それに隣接して白岡高校、申請地のすぐ裏には忠恩寺があります。また、近隣は宅地が点在していて、申請地の違反や事

議長	前着工はありません。10ha以上の集団農地とは認められませんでした。 転用理由や付近の状況から判断しまして、この申請は妥当と判断しました。皆様の審議をよろしく申し上げます。 続きまして番号2、4、5につきましては、江口委員から報告をお願いいたします。
江口委員	番号2、4、5について、7月21日に現地を確認しました。千駄野地区ですので岩上委員の担当範囲ではありましたが、所用により私から報告させていただきます。 申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は、宅地が点在しており、白岡駅から1,000m以内であり、南小学校、天使幼稚園、大林病院、運動公園、はびすしらおかから500m以内の範囲にあり市街化が著しい場所にあります。 なお、転用の理由等については事務局の説明のとおりです。 申請地は農地として使用されており違反等はされておりません。 したがいまして、この申請について転用理由や付近の状況等から転用についてはやむを得ないものと判断しましたので、皆様の審議をよろしく申し上げます。
議長 江原委員	続きまして番号3につきましては、江原委員から報告をお願いいたします。 番号3について7月20日に現地を確認しました。 現地案内図の4ページを御覧ください。 申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、隣接地は既に駐車場として使用されています。 転用理由等は事務局の説明のとおりです。 申請地には更地として管理されており、違反等もありませんでした。 転用理由や付近の状況から転用はやむを得ないものと判断しましたので、皆様の審議をよろしく申し上げます。
議長 小野田委員	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 番号3について、周辺は既に駐車場ということですが、資料の案内図によると周りは果樹園となっています。今後の資料作成の際には、周辺の状況を現状に合わせて加筆等をしていただきたいと思います
事務局	御指摘ありがとうございます。以後、こちらでその点を配慮した資料を作成するようにします。
議長	ほかに質疑等がありますか。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。

議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第１２号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第３ 議案第１６号 農地法第３条第２項第５号の別段面積の設定について</u>	
議長	日程第３ 議案第１６号 農地法第３条第２項第５号の別段面積の設定について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第１６号 農地法第３条第２項第５号の別段面積の設定について、事務局からご説明いたします。 農地法第３条第２項第５号に規定されておりますが、農地を農地として権利を取得する場合の許可基準の一つとして、権利取得後の経営面積は、５０アール以上と規定されております。これを一般に下限面積要件といいます。 この下限面積につきましては、農地法施行規則第１７条に掲げる要件を備えている場合には、農業委員会の判断で『別段の面積』を設定し、下限面積を引き下げられることとなったものです。 併せまして、農業委員会は、毎年、『別段の面積』の設定又は見直しの必要性の有無について検討し、農業委員会総会におきまして決定することとなっております。 これにより、当市においても毎年の現状等踏まえ『別段の面積』の必要の有無を総会で判断しているところです。 なお、昨年は７月総会において、「別段の面積は設定しない」との決定をしております。 下限面積を引き下げる場合の要件といたしまして、例えば、下限面積を３０アールと設定するためには、農地面積３０アール未満の農業者が、区域全体の農業者の４割以上いる場合でないと設定できません。 当市においては、直近の「２０１５年農林業センサス」のデータにより確認したところ、５０ａを下まわる農家数は１７．９％、３０ａを下回る農家数は０．９％存在しております。 また、農地台帳に基づき集計したところによると、５０ａを下まわる農家数は５６％、４０ａを下回る農家数は４８％、３０ａを下回る農家は３７％存在しており、４０ａを下限面積と定めることができますが、下限面積を設定し小規模農家の参入を可能にすることは担い手への利用集積に支障をきたし、農地の細分化を招く恐れがあります。 また、別の要件として、適正な利用を図る必要がある遊休農地が引き続き相当数存在し、下限制限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及

	び有効利用が図られない場合は、前要件にかかわらずに、別段面積を設定できるとしております。 当市の場合、遊休農地の割合は約３％であり、他市町の状況と比べても「相当程度存在する」とはならないこと等から、当市においても（農地法第３第２項第５号は）該当しないと思われます。従いまして、この要件に当市は該当しません。 以上のことから、前回の決定同様、別段面積を定めず、当面の間は５０ａのままとしたいと考えております。 なお、先日の役員会でも説明をさせていただき、「５０ａのままで変更はしなくて良いのでは」との参考意見をいただいておりますが、あらためまして皆様の御審議をよろしく申し上げます。
議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
井上委員	近隣市町の状況がわかったら教えていただきたいです。
事務局	近隣の状況につきましては、蓮田市を除きまして５０ａのままとなっております。蓮田市については、４０ａを設定しています。
井上委員	了解しました。
議長	ほかに質疑等がありますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明どおりで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第１６号については、別段の面積を設定しないことに決定します。
日程第４ 議案第１７号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について	
議長	日程第４ 議案第１７号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について を議題といたします。農政課職員の説明を求めます。 [農政課担当職員、事務局席へ移動]
議長	本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。

農政課

それでは、議案第17号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を説明させていただきます。

配分計画を作成する市は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされています。

意見を聴取する事項としては、次のとおりとなっております。

- ・農地のすべてを効率的に利用しているか
- ・周囲の農地利用に悪影響を及ぼすか
- ・必要な農作業に常時従事する見込みであるか
- ・従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか
- ・従事する見込みがない場合は、業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか
- ・受け手希望者への農用地貸付の適否 の6事項となります。

それでは、配布させていただきました別添資料の農用地利用配分計画（案）及び位置図をご覧ください。

位置図につきましては、農林公社が作成した位置図を提供していただいておりますので、資料として使用させていただきました。文字等見にくい部分については、御了承くださいますようお願い申し上げます。

また、今回借り入れる農地につきましては、赤色の太線で囲ってある部分でございます。

借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりでございます。

今回、借受けは3件でございます。

はじめに、法人である■■■です。

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号1から番号13までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年4月に久喜菖蒲町内で事務所を設立しております。

■■■が現在借受けている農地面積は、約60haであり、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。

また、現在、白岡市内で借受けている面積につきましては約3.4haとなっております。

今後も農地中間管理機構を通じて、久喜市を中心に近隣の市町村で借入れを拡大していく予定となっております。また、こちらの法人は、主に水稻を栽培しております。コシヒカリ、彩のかがやきなどの品種を作付けしており、今年度からネギの栽培を実施しております。（作付面積2haを作付けしている）

次に役員の農業従事日数は、300日で、雇用労働者は、常時勤務は4名、パートタイム労働者等は、年間約100名を雇用しています。

最後に農機具等所有状況については、出荷調整倉庫3000㎡が1棟、トラクターが3台、コンバインが2台、田植機が2台等を所有しており、南彩農協管内唯一多収性品種に取組んでおります。

	続きまして、法人である■■■です。 今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号１４から番号３０までとなります。 借受人の農業経営状況につきましては、平成２３年１２月に市内で本社を設立しております。 現在、■■■が現在借受けている農地面積は、約１０ｈａであり、そのうち約８ｈａを農地中間管理機構で借受けております。 今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。 また、こちらの法人は、主に青ネギ、白ネギを栽培しております。 次に役員の農業従事日数につきましては、２５０日であり、雇用労働者は、常時勤務が８名、が、パートタイム労働者等は、年間約２０名（障害者）を雇用しております。 最後に農機具等所有状況については、育苗用ハウス１００㎡が４棟、集荷調整ハウス１５０㎡が１棟、トラクターが３台、耕運機３台、トラックが４台等でございます。 最後に、法人である■■■です 今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号３１から番号６７までとなります。 借受人の農業経営状況につきましては、平成２６年１０月に春日部市内で本社を設立しております。 現在、現在借受けている農地面積は、約３０ｈａ（蓮田、白岡、宮代）であり、市内で借受けている面積は、約２０ｈａです。また、昨年までは、市の利用権設定で農地の借受けを行っていましたが、今年度より、中間管理事業に契約の形態を変更し、順次農地中間管理事業に移行する予定となっております。 今後借りる農地については、農地中間管理機構を通じて、市内の日勝地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。 また、こちらの法人は、主に青ネギ、白ネギを栽培しております。 次に役員の農業従事日数につきましては、３２０日であり、雇用労働者は、常時勤務が４名、パートタイム労働者等が、年間約２０名を雇用しております。 最後に農機具等所有状況については、集荷調整ハウス２２０㎡が１棟、トラクターが６台、耕運機５台、トラックが６台、農薬肥料散布機等でございます。 農業経営状況等から判断して、市といたしましては、３件の借受者に貸借するのは、問題ないと考えますが、農業委員の皆様のご審議をお願いいたします。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
井上委員	守らなければならない６項目については、守られているということによろしいでしょうか。
農政課	３社とも、今の項目については守っていただいているようになっています。

議長	私たちが委員として地元の人と折り合いをつけて、例えば道路の使い方や、雑草の処理の仕方について、担い手に対して密接に指導をしていければと思います。
江口委員	中間管理事業の貸借に移行していくとのことですが簡単に手続きできるのでしょうか。また、今後も経営規模を拡大していく希望なのでしょうか。
農政課	今、借り入れを行っている農地で、まだ貸借期間が残っているところがありますが、解約の手続きを行ったうえで、中間管理の手続きを行っていくこととなります。農林振興センターの中間管理事業の担当とも協力し、手続きをする予定です。 今後の借り入れを行っていく農地については基本的には中間管理事業に基づいて行う予定になっています。
関山委員	篠津地区でも、中間管理を使い集積した土地でネギを作付する計画もありますが、住宅地が近くにある土地です。そのため、作業の際の騒音のようなトラブル等があったとき、どのように対応するのでしょうか。
農政課	耕作する前に近隣住民に通知を行ったり、「この時期に、このような作業を行う予定です」と伝えたりするような指導はさせていただこうと考えております。
関山委員	よろしくお願いいたします。
山岸委員	下大崎の皿沼地区で10年間の貸借を設定するとのことですが、この地区は工業団地の開発の話もあるところですが、貸借期間と開発の時期の影響等はあるのでしょうか。
農政課	現状としては農地として利用されているところでして、将来的に開発の動きがあれば解約の手続きをしていくこととなります。
山岸委員	例えば作付中の土地があったことで他の土地に影響がでることはあるのでしょうか。
事務局長	皿沼の開発については、いつできるか、本当に実施するのか定かでありません。現状は農地でして、農地として今後利用していくということだけが今の事実としてあるところです。もし途中の段階で開発の話があるようであれば、どのように移行していくか、手続き等を判断させていただきたいと考えています。
山岸委員	市の計画として工業団地域として位置付けられていると思いますが。
事務局長	計画としてはありますが、何年から計画が始まるか定かではありません。現在、農地となっておりますので、農地として利用していく方向を検討していきます。
山岸委員	各方面に悪い影響が出ないよう進めていただけたらと思います。

議長	事務局や、農政課に勉強していただきたいと思います。
議長	他に質疑等がありますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第１７号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第１４号から第１７号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１、農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第６号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は５件でございます。 総会資料の８ページから９ページを御覧願います。 番号１から３につきましては、住宅のための転用です。 番号４につきましては、分譲住宅のための転用です。 番号５につきましては、住宅及びゴミ置場のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項２、農地法第１８条第６項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてでございますが今回報告は１件でございます。 総会資料の１０ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、平成３０年６月１８日に届出のあったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・

	御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
<u>協議報告事項 3 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 3 その他についてでございますが、農業委員等の公務災害補償制度について御説明します。 お配りしております『農業委員会等の公務災害補償制度について』の加入案内がございました。これは、農業委員さんを対象とした、団体契約の保険でございます。公務中の怪我等において保険金をお支払いするものです。 保険料は、昨年度と同様、A型の1口1,000円でございます。補償内容は、資料のとおりとなっております。 この保険につきまして、昨年同様、A型の加入手続きを実施いたします。 なお、保険料につきましては、親和会から支出となります。
事務局	農地利用最適化推進1・1・1運動資料を配布させていただきましたので、御確認をお願いいたします。
事務局	農業委員・農地利用最適化推進委員研修会についてですが、8月30日（木）午後1時00分～午後4時00分に、羽生市産業文化ホール大ホールで開催されます。
事務局	「遊休農地等現地調査」について御説明します。 お配りした「平成30年度 遊休農地等現地調査について」を御覧ください。 以前、担当区域の御指摘もいただいておりますが、その件は、この説明が終わった後確認や調整をしたいと思いますので、一旦、調査の説明を聞いていただいてからとします。 遊休農地に対する措置については、約10年前に具体化されました。 また、平成25年には「農地中間管理事業の推進に関する法律」が制定され、中間管理機構を利用して、遊休農地の発生・解消を円滑に進められるよう制度化されました。 さらに、遊休農地の現況把握、地権者の意向確認、その後の農地の状況把握等、遊休農地の経過を一筆ごとに適正に管理・県等へ報告し、情報を公開する等の事務処理の手順が明確化する等、法律が目まぐるしく変わる中、ようやく手続きの流れが定着してきたところです。 ついては、「遊休農地等現地調査」を実施していただきたいと思うので、これから調査方法を説明いたします。 配付した航空写真を見てください。 航空写真と重なるような白図を用意しました。白図の赤く塗られているところが、昨年度遊休農地としたところです。

	これまでの「遊休農地」と、少し判断基準が変わりました。『荒廃農地』とはどのような状況を言うのか、県の説明会資料で、わかりやすい資料をもらったので、それを見ながら説明させていただきます。別添「荒廃農地基準」をご覧ください。 赤くなっているところで、2，3年以上耕作も管理もされていない農地を、感覚的に判断してかまいませんので、かなり状態がひどいところがあったら、付け足してください。 この調査に基づき、遊休農地所有者に意識調査を送付するので、今、印がついているところが間違っていたら訂正し、正しいところに色を付けてください。 提出は8月の総会までをお願いいたします。 こうした農地情報は、全国レベルで、インターネットを利用して公開する仕組みがとられており、「全国農地ナビ」と言う名称で検索すると誰でも見るができるようになっていきます。 では、最初に少し触れた担当地区について説明します。 白岡全域を23人で見ていただくように区切っています。市街化区域などは、住宅地が多くて農地が少ない反面、見に行く場合は車等停車しにくく、また、1枚の地図内に存在する遊休農地が少ないため、複数枚の地図を担当していただくことになります。 変わって、調整区域などは農地が多く遊休地も多くあります。しかし、場所等もイメージしやすく、見に行く場合ある程度は駐車場所を選びやすく、また、1枚の地図内に存在する遊休農地が多いため、地図は1枚のみとなる場合があります。 委員さんが市内にまんべんなく散らばっているわけではないので、知らない地区が当たってしまうことは御了承いただきたいところですが、例えば、隣の方と確認場所を交換する等はお互いの話し合いでやっていただいて構いません。
細井推進委員	航空写真に黄色い線で区切られている土地がありますがどういう意味でしょうか。
事務局	固定資産税の、課税上分筆を示すものです。荒廃農地調査と直接の関係はありません。
細井推進委員	荒廃農地の判断についてですが、今赤く塗られている、遊休地として扱われている土地はヨシが生えている土地で、木が生えているわけではないところですが、説明の基準を当てはめると荒廃農地ではないという扱いになるのでしょうか。
事務局	国が示した基準に合わせると、そのような土地は対象ではなくなるので、解消されているという状態と判断されます。
事務局	不明な点がございましたら個別に対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。
事務局	農業委員活動記録の提出についてですが、提出がお済みでない方は、総会後に

	提出をお願いします。
事務局	来月の農地改良等現地パトロールについてですが、7月24日 関山委員・篠津地区推進委員、8月 7日 荒井委員・大山地区推進委員、8月21日 白石・八木橋委員・日勝推進委員となります。必要に応じて日程変更をお願いします。
事務局	来月総会についてですが、8月24日（金）午前9時となります。 議事録署名委員の大山委員、吉澤委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
事務局	以上で、協議報告事項3その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前10時35分】